平成２６年度１学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２６年４月１９日～平成２６年８月２２日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１８件（２１名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １ | ４ | ７ | ３ | １５ |
| 支援学校 |  | １ |  | ２ | 　３ |
| 中学校 |  |  |  |  |  |
| 小学校 |  | １ | １ | １ | 　３ |
| 合　計 | １ | ６ | ８ | ６ | ２１ |

（１）一般服務関係…１５件（１７名）

①入学式での不起立不斉唱…２件（２名）

・　府立支援学校　男性教諭（５３歳）『戒告』

・　府立高等学校　男性教諭（５５歳）『戒告』

　　　２名の教諭は、平成２６年度入学式において、教育長及び校長から　の職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

②体罰…７件（８名：管理監督責任１名含む）

　　ア　府立高等学校　男性教諭（５０歳）『戒告』

生徒指導時に、素直に指導に従わない生徒のわき腹を叩き、当該生徒に打撲の怪我を負わせた。さらに、管理職に報告をしなかった。

イ　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『戒告』

部活指導の際、部員の太ももを蹴る体罰を行い、さらに、管理職に報告をしなかった。

ウ　府立高等学校　男性教諭（５２歳）『減給５月』

授業中に用具を不適切に取扱った生徒を指導した際、後頭部を強く叩く体罰を行った。その結果、当該生徒は精神的ショックを受け、学校を欠席するなど学業に影響が出た。

エ　府立高等学校　男性教諭（３３歳）『停職１月』

問題行動があった生徒を指導した際、当該生徒の自宅に行き、頬を叩き、胸ぐらをつかんで揺さぶり、壁に押しつける体罰を行った。

－１－２－

また、その後、深夜３時頃まで指導を続けるという不適切な行為を　行った。さらに、管理職に報告をしなかった。

加えて、以前にも、管理職から指導を受けていたにもかかわらず、生徒を指導した際、大声を出し、机や壁を叩くなどの不適切な指導を行った。

　オ　市立小学校　男性教諭（３２歳）『停職２月』

　食材を粗末に扱った児童を指導した際、頭部を叩き、胸ぐらをつかんで引っ張り、足を蹴る体罰を行った。さらに、管理職に報告をしなかった。

また、以前にも、別の児童を指導した際、頭部を叩く、足を蹴るなどの体罰を複数行っていた。

　　〈管理監督責任〉

　　　・　市立小学校　男性校長（５７歳）『戒告』

　　　　　　教諭の体罰を防止できず、また、過去にも体罰があったことを把握していたにもかかわらず、市教委への報告を怠った。

　カ　府立高等学校　男性教諭（３３歳）『減給１月』

顧問を務める運動部の他校との合同合宿で、他校の部員を指導した際、胸ぐらをつかんでフェンスに押しつけた。また、別の他校の部員を指導した際、腕をつかみ、奥襟をつかむ体罰を行った。さらに、管理職に報告をしなかった。

キ　府立高等学校　男性教諭（５５歳）『減給１月』

生徒に服装指導等をした際、顔を叩く体罰を行った。その結果、当該生徒は２日間学校を欠席した。

　　③営利企業従事制限違反…１件（１名）

・　府立高等学校　女性校長（５７歳）『減給１月』

　　　　　 校長就任後も、以前に経営していた会社の社員から報告や相談を受け、指示やアドバイスをした。また、学校のパソコンから社員に業務指示のメールを送信した。

④個人情報の紛失…２件（２名）

ア　市立小学校　女性教諭（４０歳）『減給１月』

　　　　　　テスト、プリント、児童の様子を書き留めたバインダーノート等を管理職に報告することなく校外に持ち出し、懇親会に出席して泥酔し、帰宅途中に紛失した。

－１－３－

イ　府立高等学校　男性教諭（５１歳）『減給１月』

校内において、生徒の成績データが保存されていたＵＳＢメモリ　を紛失した。その後、生徒から「自分が持っている。」と申し出があったが、当該ＵＳＢメモリの中身を先に確認したいと考え、管理職に報告しなかった。ＵＳＢメモリは当該生徒から戻された。

⑤同僚教員へのセクシュアル・ハラスメント…２件（２名）

ア　府立高等学校　男性教諭（５０歳）『減給１月』

　　　　同僚教員との懇親会でカラオケボックスに行き、女性教員に一緒に歌うように言い、肩に手を回し、頭を撫でるなどのセクシュアル・ハラスメントを行い、当該女性教員に著しい不快感を抱かせた。

イ　府立高等学校　男性教諭（３５歳）『停職１月』

　　　　　好意を抱いていた女性教員に対し、勤務時間中に性的な内容の発言をするセクシュアル・ハラスメントを行い、当該女性教員に精神的ショックを与え、著しい不快感を抱かせた。

⑥入試ミス…１件（２名）

・　府立高等学校　男性校長（５７歳）『停職１月』

男性教頭（５４歳）『減給１月』

平成２６年度前期入学者選抜において、志願書に記載された受験番号を取り違えて受付簿を作成した上、府教委作成の「入学者選抜事務点検マニュアル」に違反して、この誤って作成した受付簿をもとに調査書に受験番号を転記したため、本人のものとは異なる調査書評定をもとに合否判定を行うに至り、本来合格とすべき受験生１名を不合格としていた。

（２）公金公物関係…２件（３名）

①通勤手当の不正受給…１件（２名）

　・　府立支援学校　男性教諭（５２歳）『停職３月』

　　　　　　　　　　男性教諭（３４歳）『戒告』

　　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通　勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

②失業者の退職手当の不正受給…１件（１名）

　 ・　府立高等学校　男性講師（４８歳）『停職２月１２日（任期満了まで）』

　　　　就労しているにもかかわらず、失業中であるとして、職業安定所に

虚偽の申請を行い、失業者の退職手当を不正に受給しようとした。

－１－４－

（３）公務外非行…１件（１名）

窃盗（万引き）…１件

・　府立高等学校　男性校長（６３歳）『懲戒免職』

大阪市内のスーパーにおいて、和菓子等合計１４点（２,５４７円相当）を窃取した。

３　府教委の取り組み

　○　５月１９日に体罰、セクシュアル・ハラスメントなど教職員の不祥事の根絶に向けて、今後より一層厳しい姿勢で臨むため、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発し、改めて指導の徹底を指示した。

　○　４月、５月に行われた府立学校新任校長研修及び小中学校新任校長研修、７月、８月に行われた府立学校リーダー研修及び小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修において、不祥事防止に向けた注意喚起を行った。

－１－５－